

令和6年度予算政府案性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進関係経費
に関する資料

- ・ 内閣官房 1P～
- ・ 内閣府 3P～
- ・ 法務省 4P～
- ・ 文部科学省 5P～
- ・ 厚生労働省 9P～
- ・ 国土交通省 13P～

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発経費（内閣官房内閣人事局）

令和6年度予算額 100万円

（公務部門における多様な人材の確保の推進に係る経費の内数）

事業概要・目的

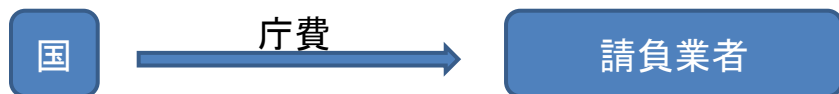
- 社会全体を通して、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が必ずしも十分でない現状が問題となっている。
- 公務における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進は、ハラスメント防止の観点や、多様な人材を生かすダイバーシティの促進の観点からも必要な取組として進めてきたところ。
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立も踏まえ、各府省等における一層の理解促進に資するよう、各府省等の人事担当者・ハラスメント担当者などに対し、引き続き性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する基礎知識等を習得するための機会の提供等が必要である。

事業イメージ・具体例

○ 勉強会の開催等

各府省等の人事担当者・ハラスメント担当を含む全職員を対象に、基礎知識等を習得するための勉強会を開催する。また、勉強会については、アーカイブ配信する。

資金の流れ



期待される効果

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する基礎知識等の習得等により、ハラスメントの防止、多様な人材を生かすダイバーシティを促進する。

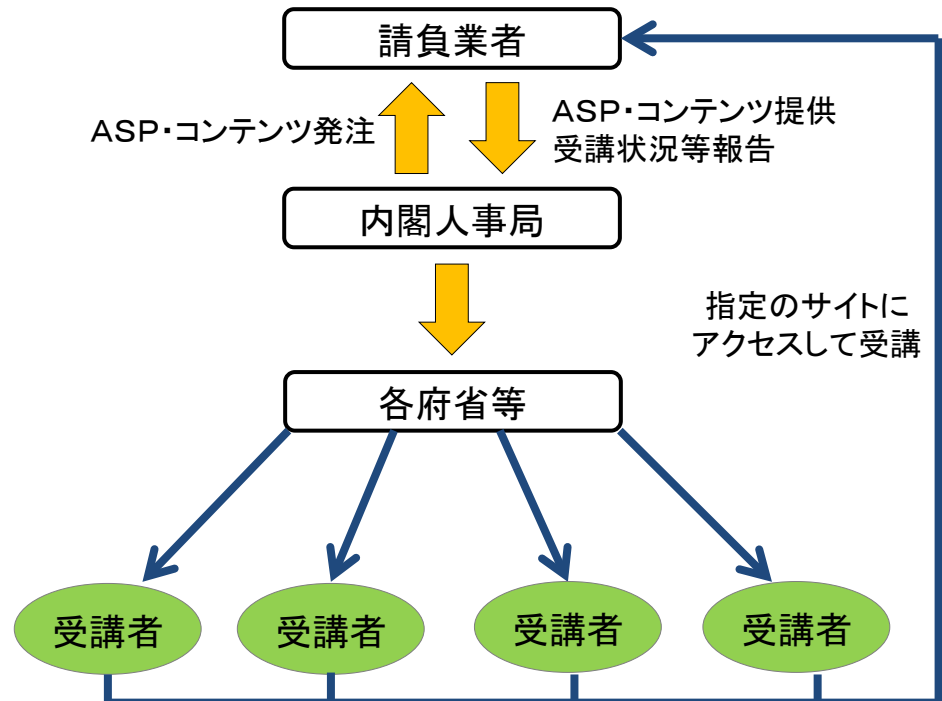
新任幹部職員等向けハラスメント防止のための「eラーニング」 (内閣官房内閣人事局)

令和6年度予算額 344万円
(令和5年度予算額 344万円)

事業概要・目的

- メディアと行政の間でセクシュアル・ハラスメント事案が発生したことを踏まえ、平成30年6月12日に「第7回すべての女性が輝く社会づくり本部」が開催され、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」が決定し、平成31年4月から、各省各庁の長が行うセクハラ防止のための研修について、新たに幹部職員等になった職員に対しての研修が義務化されました。また、令和2年6月に施行された人事院規則10-16（パワー・ハラスメントの防止）においても、新たに幹部職員等になった職員に対して、各省各庁において研修実施とされており、その取組等に必要な経費を要求するものです。
- 職場（職務に従事する場所）におけるセクシュアル・ハラスメント等のハラスメント防止のための「eラーニング」は、各省各庁が実施する研修を受講できなかった、各府省等の新任幹部職員及び新任課長級職員等に対して実施し、幹部職員全員の確実な研修受講を期すこととします。

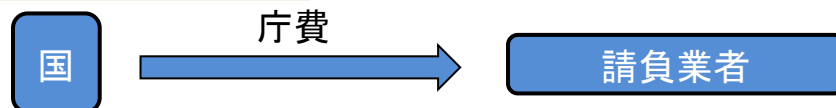
事業イメージ・具体例



期待される効果

- 新任幹部級職員及び新任課長級職員等が、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントの防止や問題が生じた場合の対処に関して、果たすべき役割と責任に対する理解を深めることにより、制度等の周知・徹底を図ることができます。

資金の流れ



性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）について

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進（以下、「理解増進」という。）に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定等を定めることにより、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とするもの。

国の役割

①「理解増進に関する基本計画（第8条）」及び「指針（第12条）」の策定

→ 理解増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本計画を策定。

また、理解増進に関する施策の運用に必要な指針を策定。

②理解増進連絡会議の運営（第11条）

→ 理解増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を実施。

③理解増進に関する施策の実施状況の公表（第7条）

→ 毎年一回、理解増進に関する施策の実施状況についてのフォローアップを実施。

④所掌に応じた施策の推進

→ 内閣府を含む各省庁は、所掌に応じ、理解増進に関する施策の策定及び実施の努力（第4条、第9条、第10条第1項）。

内閣府における令和6年度概算要求の概要

法律の目的等を踏まえ、内閣府においては、以下の事業等を総合的に実施する。

理解増進連絡会議の運営等

11百万円（0百万円）

有識者へのヒアリング等を実施し、理解増進に係る基本計画・指針の策定に向けた検討等を行う。

理解増進連絡会議の事務局として会議の企画・運営を行うことにより、関係省庁間の連絡調整、施策の実施状況の取りまとめ等を行う。

理解浸透度に係る調査・基本的知識収集のための調査の実施等

34百万円（0百万円）

性的指向・ジェンダーアイデンティティについての国民一般の理解浸透度に係る調査を行う。

関係者や海外制度に係る具体的調査の実施に向けて、必要な調査手法や留意点等の基本的知識を収集することを目的とした調査を行う。

国民一般に対する知識の普及及び啓発その他の必要な施策の策定・推進

6百万円（0百万円）

国民一般の理解増進に関する基礎的知識等の周知・広報等を行う。

法務省の人権擁護機関における「性的マイノリティ」に関する人権擁護活動

人権啓発活動

○ 17ある強調事項の一つとして「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を掲げ、人権啓発活動を実施

○ 人権啓発動画を作成、YouTube法務省チャンネルで配信

- ・「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」
性的マイノリティ当事者の事例を題材に、こどもの問題や職場の人権問題等について解説した人権啓発動画
(平成27年度作成) ※ 閲覧再生回数 約266万回



平成27年度作成動画

○ リフレット・DVDを作成、配布

- ・「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」
性的マイノリティをめぐる問題やハラスメントといった職場の人権問題について解説した人権啓発冊子、DVD
(平成29年度作成)



平成29年度作成DVD

○ Myじんけん宣言 (性的マイノリティ編) 特設サイトを開設 (令和5年3月～)

- ・「Myじんけん宣言(※)」に「性的マイノリティ編」特設サイトを開設
性的マイノリティの方々に配慮した様々な取組を進めている企業等に、その内容を公表していただくことにより、同様の取組を行う方々に参考としていただくとともに、一般の方々にも幅広く御覧いただくことで、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを目的として開設

(R6.1.9現在の掲載企業)

- ・ANAホールディングス株式会社 ・サントリーホールディングス株式会社
- ・積水ハウス株式会社 ・トヨタ自動車株式会社
- ・日本IBM株式会社 ・一般社団法人日本経済団体連合会
- ・日本テレビホールディングス株式会社 ・株式会社ファミリーマート
- ・株式会社みずほフィナンシャルグループ・ソフトバンク株式会社



※「Myじんけん宣言」

人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指して立ち上げられた投稿型のコンテンツ

○ 人権擁護委員や地方公務員等に対する研修において性的マイノリティに関する講義の実施

人権相談

法務局又は特設の人権相談所において、法務局職員や人権擁護委員が、性的マイノリティの方々からの人権相談を含む各種人権相談を実施。電話やSNS(LINE)、インターネットによる相談も可能。

人権侵犯事件の調査救済

人権相談等を通じて、性的マイノリティの方々に関する事案を含め、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。

文部科学省における性的マイノリティ関係の取組

取組概要・基本認識

- ・ 学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めるとともに、
- ・ 性的マイノリティの児童生徒等へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や研修動画の作成・周知、改訂版生徒指導提要への性的マイノリティに関する記載の追加

などに努めてきたところであり、共生社会の実現に向けて引き続き取組を推進することが必要。

具体的な取組内容

- 「生徒指導提要」（改訂版）への記載（令和4年12月公表）
 - ・ 教職員への適切な理解の促進、教職員の人権感覚の醸成及び相談体制の整備が重要であること
 - ・ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることなどを記載し、学校現場における生徒指導上の留意点を周知。
- 理解・啓発パンフレットの作成・周知
- (独)教職員支援機構の教職員向けの研修動画「学校で配慮と支援が必要なLGBTs の子どもたち」(宝塚大学 日高庸晴教授)の配信(令和2年)
- 通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年児童生徒課長通知）の発出
- 「学校施設整備指針」への記載（令和4年6月公表）

トイレや更衣室等について、学校施設の計画及び設計における留意事項として、性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮の均衡を取りながら、学校における支援の事例(※)を踏まえたより多くの児童生徒が快適に学べる施設環境の整備の検討が重要であること記載し、周知。

※職員トイレ（更衣室等の場合は保健室）やバリアフリートイレ等について児童生徒が利用できる運用とするなど

関連する令和6年度予算額（案）

()内は前年度予算額

人権教育開発事業

令和6年度予算額（案）：31百万円の内数（31百万円の内数）

基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資することを目的とした実践的な研究を行う同事業において、引き続き、性的マイノリティに関するテーマを人権課題に設定し、取組を進めるとともに、研究成果等を広く展開するためのアーカイブの整備を新たに行う。

学校施設の整備

令和6年度予算額（案）：
683億円の内数（687億円の内数）※公立
93億円の内数（90億円の内数）※私立

バリアフリー化等のトイレ改修についても支援対象として国庫補助を実施。

背景・課題

①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月)

→ 国、地方公共団体及び国民の責務の明確化と必要な措置の規定により、人権教育及び人権啓発の施策を推進。「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画」の策定(第7条)、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての国会への報告(第8条)など

②「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14年3月)

→ 学校における人権教育については、「指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」旨決定

③人権教育の指導方法等の在り方について

→ 第一次とりまとめ(平成16年6月)、第二次とりまとめ(平成18年1月)、第三次とりまとめ(平成20年3月)、第三次とりまとめ補足資料(令和3~5年3月)

④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月)、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(令和元年7月)、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年6月)

→ いわゆるヘイトスピーチや部落差別、ハンセン病、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施が必要

事業内容

基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。(事業開始年度:平成9年度)

人権教育研究推進事業【委託事業】

26百万円(26百万円)

- ①人権教育総合推進地域事業:学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を行う。
- ②人権教育研究指定校事業:学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、モデル校を指定し、実践的な研究を行う。
- ③人権教育アーカイブの整備【新規】:人権教育の充実に資する事例等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」の整備を図る。

学校における人権教育の在り方等に関する調査研究【事務費】

5百万円(5百万円)

人権教育に関する事業等の実践・成果や第三次とりまとめ、第三次とりまとめ補足資料の内容も踏まえ、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行うための会議を開催する。

対象校種	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校	委託先	都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学校を設置する学校法人等
箇所数 単価 期間	①:5地域、②:37校、③1団体 ①:87万円/地域、②30万円/校、③990万円/団体 ①、②、③:1年	委託対象経費	教育研究、成果の普及・啓発に必要な経費(諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費等)

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～



令和6年度予算額（案）	683億円
（前年度予算額）	687億円
令和5年度補正予算額	1,558億円
（令和4年度第2次補正予算額）	1,204億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

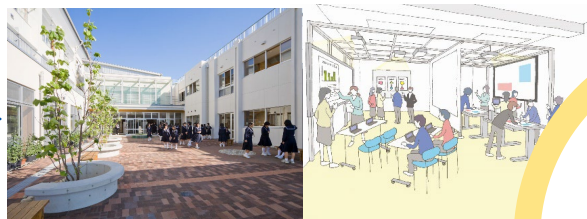
② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
 - 避難所としての防災機能強化
 - 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等
- ※体育館への空調新設は補助率1/2、令和7年度まで

③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

避難所としての防災機能強化



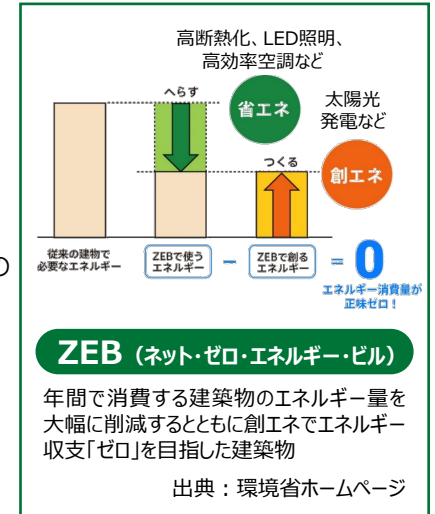
バリアフリートイレの整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



具体的な支援策

制度改正

学びの多様化学校や夜間中学として小中学校等を設置する自治体に対する施設整備に係る**支援の拡充**
 （廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合における新しい支援メニューの創設：**補助率1/2、令和9年度まで**）

単価改定

物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増
対前年度比+10.3%
 小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
 R5:268,300円/㎡ ⇒ R6:296,000円/㎡

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和6年度予算額（案） 93億円
（前年度予算額 90億円）
〔令和5年度補正予算額 109億円〕



背景説明

今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震や今般の熱中症による事故等に対応するため、児童生徒等が1日の大半を過ごす私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

児童生徒等の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所となる私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な生活空間を確保する。また、私立学校の教育研究基盤を整備することにより、新しい学校教育の着実な実践を推進するとともに、日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化し、地域の経済活動の活性化を誘発する。

1. 耐震化等の促進 40億円（40億円）〔45億円〕

○私立学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援、耐震診断費のみに係る補助については令和7年度まで延長

＜補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内等＞

- ・耐震改築（建替え）事業 20億円
- ・耐震補強事業 13億円
- ・その他耐震対策事業 7億円

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施

「国土強靱化年次計画2022」（令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定）
構造体の耐震化、非構造部材の耐震対策等について、令和10年度までに完了。国公立に比べ耐震化（特に非構造部材の耐震対策）が遅れており、耐震化の早期完了は喫緊の課題。

【現状】

- | | | |
|------------------------|-------------|-------------|
| ・構造体の耐震化率 | （小～高）：93.3% | （大学等）：95.6% |
| ・屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率 | （小～高）：81.3% | （大学等）：66.7% |
| ・吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 | （小～高）：39.9% | （大学等）：20.6% |

2. 私立学校施設環境改善整備 10億円（8億円）〔54億円〕

○熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援＜補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内＞

- ・熱中症対策としてエアコン設置、バリアフリー化、アスベスト対策及び防犯対策による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
- ・教育研究の質の向上に資する施設の高機能化（校内LANの整備など）やエコ改修（LED照明）などの整備を支援

【空調整備】
空調の整備による熱中症対策



【エコ改修】
照明のLED化による省エネ対策の推進

3. 私立大学等教育研究装置・設備 23億円（29億円）〔4億円〕

○私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備を支援

- ・私立大学等の教育・研究用の装置（分析透過電子顕微鏡システム等）の整備、ICT施設の改造工事等を支援＜補助率：1/2以内＞



【高分解能走査電子顕微鏡装置】
ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能。

- ・私立大学等の教育・研究用の設備（学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む）の整備を支援



＜補助率：教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内＞

【DNAシーケンサー】
サンガー法によりDNAの塩基配列を解明。遺伝病や感染症の診断・治療法の開発および地域生態系の解析・資源利用に大きく寄与。

4. 私立高等学校等ICT教育設備 21億円（14億円）〔6億円〕

○個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援＜補助率：端末整備2/3以内、ICT教育設備整備1/2以内＞

公正採用選考等推進費

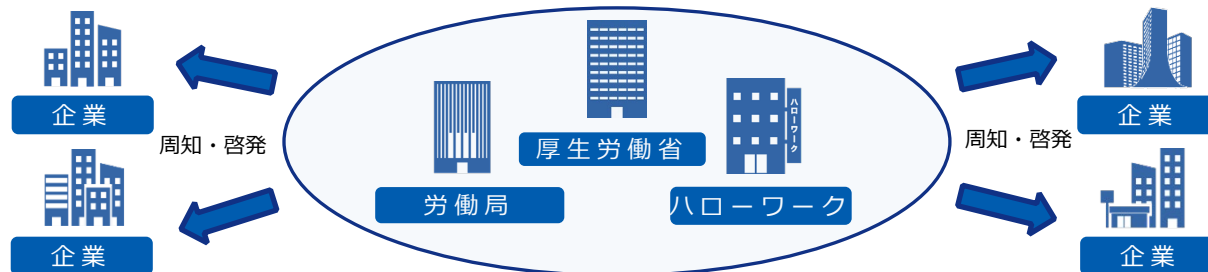
令和6年度当初予算案 1.4億円（1.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成12年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定、平成14年に同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定。
- 基本計画の中で、人権課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等が掲げられ、これら課題を踏まえた人権教育・啓発活動の一環として、厚生労働省において「雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う」とされている。
- 公正な採用選考の基本的な考え方として、応募者の基本的人権を尊重し、応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた採用基準により行うことが重要。
- 基本計画及び公正な採用選考の基本的考え方を踏まえ、雇用主に対して周知・啓発を行うことにより、公正な採用選考システムの確立を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークを通じた雇用主に対する周知・啓発を実施。
 - ・ 一定規模以上の事業所の人事責任者を公正採用選考人権啓発推進員に選任し、推進研修を通じて公正な採用選考への理解を促進
 - ・ 経済団体の役員等を対象に、公正採用人権啓発協力員を委嘱し、傘下団体に対する啓発を推進
 - ・ 採用選考に強い影響力を持つ企業トップクラスに対する研修を実施
 - ・ 経済・業種別団体に対し、職業安定局長から文書による要請
 - ・ 各種啓発用資料（公正な採用選考の考え方を詳しく記したパンフレット、自主点検資料、カレンダー等）等を作成し、各企業に配布
 - ・ インターネット等や新聞広告掲載等による周知



3 実施主体等

【実施主体】

- ・ 国
- ・ 一部広告会社、新聞社

【事業実績】

- ・ 公正採用選考人権啓発推進員設置事業所数（100人以上の事業所）

2年度：67,454事業所
3年度：67,462事業所
4年度：68,392事業所

- ・ 公正採用選考人権啓発推進員研修及び企業トップクラス研修開催数

2年度：345回
3年度：518回
4年度：876回

個別労働紛争対策事業

令和6年度当初予算案 31億円（31億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
約49/100	約49/100		約2/100

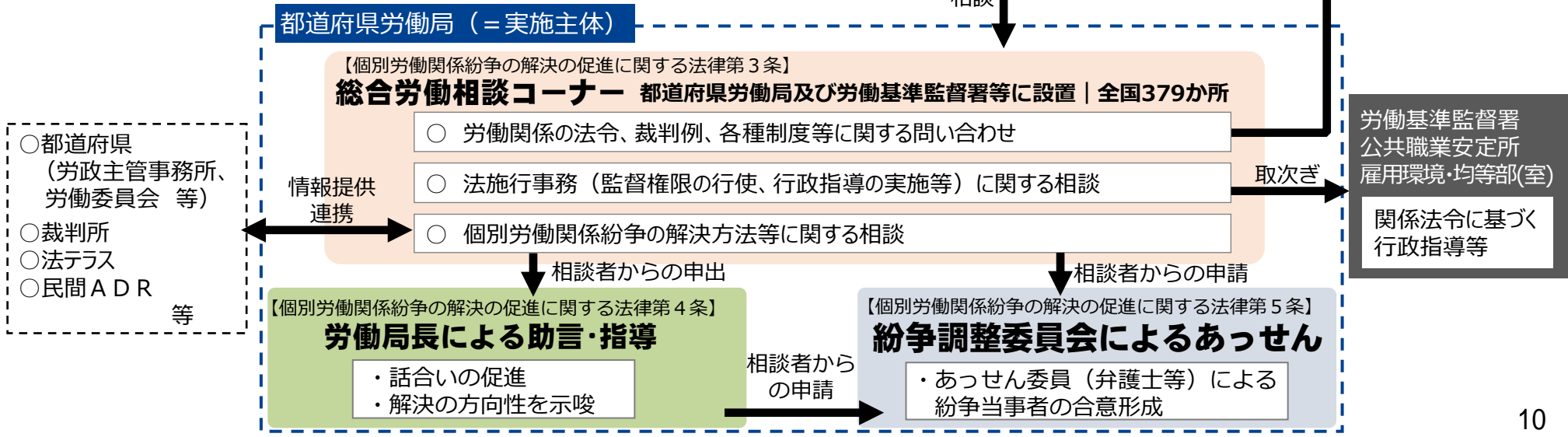
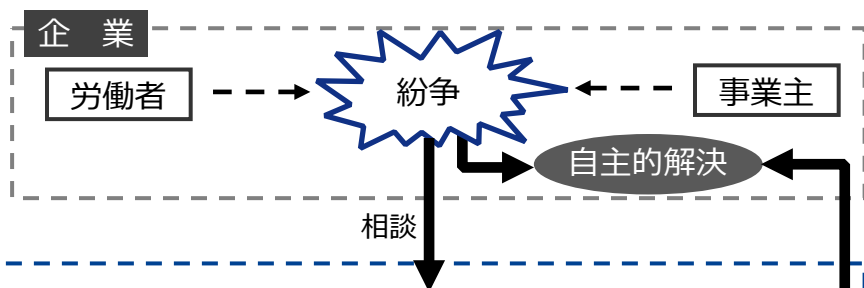
1 事業の目的

近年、労働組合組織率の低下、企業の人事労務管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う。

そのため、司法機関との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供し、当該紛争の未然防止と自主的解決を促進することを目的として事業を行っている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ◆ 実施主体：国（都道府県労働局）
- ◆ 負担割合：国10/10
- ◆ 事業実績(令和4年度)：総合労働相談件数 124万8,368件
助言・指導申出件数 7,987件
あっせん申請件数 3,492件



寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）について

令和6年度予算案 7.5億円（一般会計）
93億円の内数（復興特会）



1. 概要

(1) 電話相談

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。

(2) 直接支援・継続支援

直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。

(3) 実施団体

令和5年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。
当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

(参考)
令和4年度相談件数
約19.1万件

2. 体制

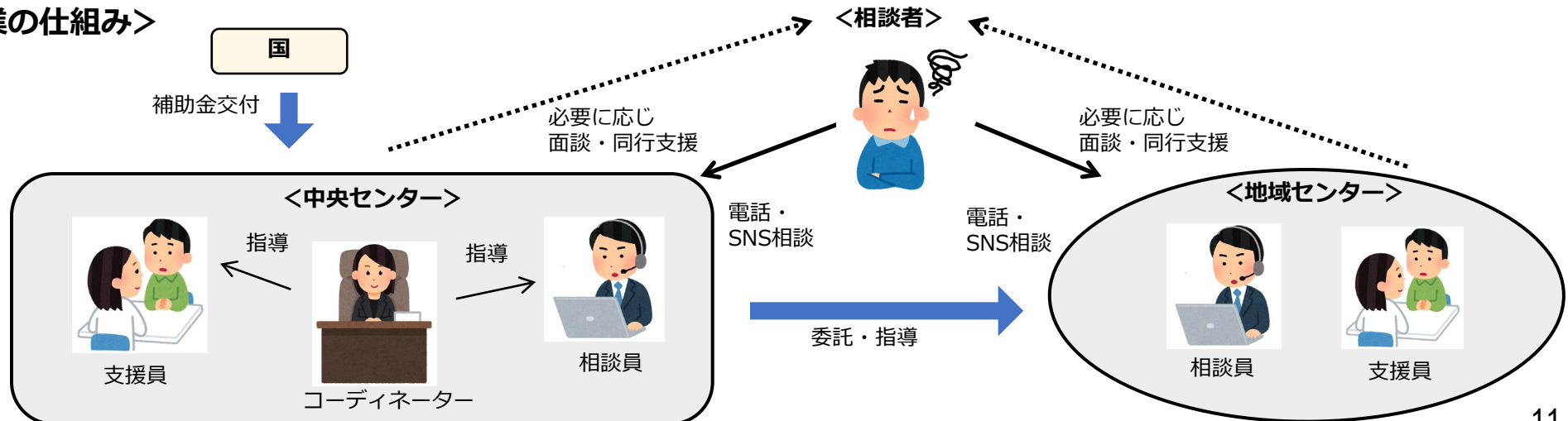
全国ライン（0120-279-338）と被災地ライン（被災3県対象）（0120-279-226）の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

【5つの専門ライン】

ダイヤル番号	ライン名
2	外国語ライン
3	女性支援ライン
4	セクシャルマイノリティライン
5	自殺防止ライン
8	広域遊離者支援ライン

※被災地ラインにおいては、8番ダイヤルは「若年女性支援ライン」に繋がる

<事業の仕組み>



職場におけるダイバーシティ推進事業

令和6年度当初予算案 34百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

性的マイノリティに関する社会的な関心が高まっており、企業においても、こうした多様性を積極的に受容し、性的マイノリティの方々を含め、誰もが働きやすい職場環境を実現していくことが重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、職場における性的マイノリティに関する理解増進に向けた企業の取組を更に促進させるため、企業が職場において活用可能な周知啓発資料（研修資料等）を作成し、性的マイノリティの方々を含め、多様な人材が働きやすい職場環境整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

① 各企業、労働者に対する調査の実施



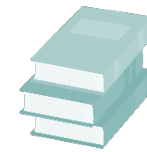
・取組状況
・効果
・課題 等

・性的マイノリティに関する認知や経験
・当事者の困りごと 等



企業や労働者（当事者を含む）に対してアンケート調査を実施し、各企業の取組状況や当事者を取り巻く課題等について把握する。

② 周知啓発資料の作成



①の調査結果も活用し、企業が職場において活用可能な周知啓発資料（研修資料等）を作成する。

③ 事業運営委員会の開催



①のアンケート調査の調査票の内容や実施方法、②の周知啓発資料の内容等の検討のため、事業運営委員会を開催する。

※実施主体 委託事業（民間団体）

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進関係の主な取組

- ◆ 性的マイノリティの方を含め、多様な背景・価値観を有する訪日外国人旅行者がより安心・快適に旅行を満喫できる受入環境の整備に向けて、旅行・宿泊・飲食等の観光に携わる関係者（※）の理解促進のため、受入対応促進セミナーを実施。

※関連事業者、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会等

- ◆ 有識者による基調講演や当事者も含めたトークセッションを通じて、観光関係者へ具体的な事例を共有。

【過去の紹介事例】

- ✓ 性別を問わず利用可能な浴衣等のアメニティの用意
 - ✓ 宿泊や飲食の場面における接客
- 等

インバウンド回復の今！
ムスリム/ベジタリアン・ヴィーガン/LGBTQ

受入対応促進セミナー

観光庁では、多様な食習慣・宗教的習慣等を有する訪日外国人旅行者がより安心・快適に旅行を満喫できる環境整備の促進を図るセミナーを開催します。本セミナーでは、有識者による基調講演の他、関係者による実際の取り組み事例をご紹介します。訪日客の受入環境整備にご関心のある皆様のご参加をお待ちしています。

開催日 2024年 **2/27** 火 13:00~15:00 (受付 12:30~)

会場 AP大阪茶屋町 (〒550-0013 大阪市中央区茶屋町1-27 ABC-MART梅田ビル 8F)

主催 観光庁
定員 現地60名/オンライン500名 (無料、先着順)

参加対象者 宿泊・飲食・観光関連事業者等
オンライン参加も可能です！

講演者

- 守護 彰浩 氏**
フードダイバーシティ株式会社 代表取締役
「ウィーガン・ハラール・フレンドリー」等の多様なニーズに対応する。2022年度第14回食の国際交流推進賞受賞。観光庁で第4回観光振興推進協議会賞に選出。食の多様化に向けた推進活動について講演。
- 小泉 伸太郎 氏**
株式会社アクトジャパン 取締役会長
大阪観光局LGBTQダイバーザー
LGBTQ関係のコンサルティング及びマーケティングの専門家。食の分野における日本人として初めて「Ambassador of the year 2019」を受賞。

申込方法

- 現地参加 申込フォーム <https://forms.gle/NowTchXtaGt3JNJA>
- オンライン参加 申込フォーム <https://forms.gle/NVt3ngGpCk05qJ6>

セミナー開催チラシ（令和5年度事業）